

条例第 7 条第 1 項に規定する特定緊急輸送道路の指定の考え方

「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」（以下「条例」という。）第 7 条第 1 項に規定する特定緊急輸送道路は、次の考え方に基づき指定する。

- 1 条例第 2 条第 1 号に定める緊急輸送道路のうち、主要な防災拠点、空港や港湾などを結ぶ道路及び他県からの緊急物資や救援活動の受入れのための主要な道路の機能を確保するため、第一次緊急輸送道路は全て特定緊急輸送道路に指定する。
- 2 地域防災計画に基づき災害時の区市町村本部を設置する区市町村庁舎との連絡に必要な第二次又は第三次緊急輸送道路は、特定緊急輸送道路に指定する。
- 3 他県の第一次緊急輸送道路との連絡に必要な第二次又は第三次緊急輸送道路は、特定緊急輸送道路に指定する。